

## 1. 基本構想について (1) 策定の経緯

**【竹下委員】**

家庭児童相談室の虐待相談件数の増加、法改正により中核市が児童相談所を設置可能となったことが、船橋市児童相談所を設置する背景にあると読み取れる。市として船橋市の子どもを積極的に守る、家庭を支えるという明確な姿勢を示すべきではないか。

## 1. 基本構想について (3) 上位計画・関連する計画

**【柏女委員】**

児童相談所の設置により必須となる業務の整理や、そのために策定する計画を記載する方が良い。

(計画例) 社会的養育推進計画、子どもの貧困計画、ひとり親家庭福祉計画、障害児福祉計画など

(業務例) 里親認定、被措置児童等虐待の調査、施設への運営指導、児童福祉施設の設置認可、子ども虐待死亡事例検証など

**【柏女委員】**

市にはない県レベルの社会資源との連携体制の整備なども触れる必要がある。

(例) 精神保健福祉センター、婦人相談所など

## 1. 基本構想について (その他)

**【大塚委員】**

メディア等において、児童相談所といえば虐待というイメージが強調されすぎている。子育て支援・サポートの場所であることを市民へ戦略的にアピールしていく必要があるのではないか。

## 2. 児童相談所の概要 (1) 設置の目的

### 【川崎委員】

国児童相談所運営指針より、児童相談所が目的を達成するために満たすべき4つの条件を記すことを希望する。

## 2. 児童相談所の概要 (2) 基本的機能

### 【川崎委員】

基本的機能について、「市町村援助機能」が抜けている。中核市は該当しないかもしれないが、省略せず記載し、必要であれば注釈を加えるなどの検討を。

### 【竹下委員】

療育手帳の判定業務を行うのであれば、相談機能の中に障害児相談として入れた方がよいか迷いつつ思う。(手帳判定は児童相談所と違う所で行う方が良いと思うが、市民が児童相談所設置を歓迎する理由の一つと考えるなら、切り離さないのもアリ)

### 【本間委員】

一時保護機能が相手を威圧するような言葉だと感じる。言い回しを変えてはどうか。

### 【村社委員】

基本的機能の構想は「子どもの援助を行う」としつつも、子ども自身の声をすくい上げそのニーズに答える視点に欠けている。従来の役割等に捕らわれず、子どもを中心にして市独自の理念に基づき設置を進めてほしい。

### 【大塚委員】

児童相談所は虐待・子どもを取り上げられるというイメージが出来ている気がするため、相談機能であることを強くPRしていく必要がある。土台の相談機能があるからこそ、虐待の未然防止や早期発見に繋がることを伝えるべき。

### 3. 現状と課題 (1) 市の家庭児童相談の現状

#### 【竹下委員】

③家庭児童相談室の実施事業の相談・支援事業は、「家庭における子どもの養育や虐待に関する相談に応じ、必要な支援を行う。」とあるが、「家庭における子どもの養育や虐待に関する相談に応じ、必要な支援はもとより、虐待通告に関しては必要な調査、安全確認、モニタリング等を行う。」と、もう少し実態に踏み込んだ表現にしてはどうか。

### 3. 現状と課題 (2) 県市川児童相談所の現状

#### 【川崎委員】

県児童相談所は管轄規模が過大なことが支援の課題となっており、児童相談所を増設する方向が出されていることから、市川児童相談所の人口等も示す方が良いと思う。

#### 【柏女委員】

後半の方針に関する部分が修正されれば、説明の修正・追加が必要と思う。例えば、療育手帳の判定を児童相談所が担うとすれば、その制度や現状がどの様になっているか、ここで述べられておくことが必要かと思う。

### 3. 現状と課題 (3) 現状における課題

#### 【大塚委員】

通報窓口を一元化するには相談初期のアセスメントが大切で、支援か介入が必要かを判断できるよう、しっかりとしたシステムにより、一定レベル以上の判断ができる人材を育成することが必要だと思う。

#### 【川崎委員】

11 頁の図において、法改正により児童相談所から市町村への送致も出来ることとなつた、また、一時保護解除後に在宅支援となり市町村に支援を要請する場合もあることを踏まえ、それを示す矢印もあった方が良いのではないかと思う。

#### 【竹下委員】

「②権限と支援体制の二元化」は意味が分かりにくいと思う。

「②介入(権限行使)と支援の二元化」とした方が分かり易いのではないか。

**【竹下委員】**

「緊急性の認識や支援方針が異なると適切な支援が行えないこともあります。」は表現が不適切だと思う。児童相談所と市では機能・役割が違い、認識や支援方針が異なることは生じ得る。大事なのは丁寧な情報共有と議論であり、意見の違いから適格なアセスメントに繋がることも多くある。

**【川崎委員】**

「②権限と支援体制の二元化」の項で、「両機関で緊急性の認識や支援方針が異なり、適切な支援が行えない」とあるが、体制上のことでもないため、「リスク判断や支援における方針の齟齬(不一致)」「認識の相違」等の別項目を立てても良いのでは。

**【大塚委員】**

保護者との関係作りなどから考えると、介入と支援は分かれている方が良い。  
県と市で分かれている状況では認識や方針に差が出来てしまうと思うが、市の一元体制になれば同じ建物内で共通認識を作りやすい施設となる方が理想だと思う。  
表向きは支援機関であり、一方で虐待の対応という役割が重く厳しくあるため、そのギャップを上手くカバーするためにも一つの拠点とすることが良いと思う。

**【村社委員】**

相談窓口や権限・支援体制が市と児童相談所で二元化していたことに起因する問題点は実感してきたが、二元化による利点もあり、例えば支援を要する保護者は、権限の強い印象のある児童相談所は拒否するが、家庭児童相談室は受け入れることがある。利点と問題点を考慮しながら、市独自の体制を整える必要があると思う。

**【本間委員】**

データを共有することで、迅速な対応が出来ると思う。

#### 4. 基本方針 (1) 市児童相談所が目指す姿

##### 【川崎委員】

「すべての船橋の子ども・・」について、「船橋のすべての子ども・・」の方が良いと思う。

##### 【内田委員】

「・・船橋の子どもたちを守っていきます。」に加えて、「成長発達を支援することも明確にしてほしい。

##### 【宇佐美委員】

隙間に落ちるという表現は分かり易いとは思うが、受け取る側に取っては良くない印象を受けるかもしれない。「県と市の隙間に落ちることなく」は無くても良いと思う。

#### 4. 基本方針 (2) 市児童相談所の機能

##### 【竹下委員】

12 頁では市児童相談所の機能として家庭児童相談室機能が含まれているが、14 頁の組織体制イメージ図では同建物内に児童相談所・家庭児童相談室の2つの組織があるような表現になっている。混乱してしまうので、イメージ図の修正が必要だと思う。

##### 【柏女委員】

児童相談所がどのような相談を担い、家庭児童相談室との役割分担をどうするか、基本方針が必要だと思う。

##### 【柏女委員】

配偶者暴力相談支援センターとの合築が考えられていないが、要保護児童及び DV 対策地域協議会の調整機能を果たすはどういうことか。配偶者暴力相談支援センターとの関係を明示するべきだと思う。

##### 【柏女委員】

政令指定都市の各区に設置するように、家庭児童相談室を地域に複数設置し地域包括ケアを担う方が児童相談所との役割分担が明確化するため、家庭児童相談室の機能や性格・役割の再検討が必要だと思う。

##### 【柏女委員】

障害児相談を児童相談所から分離し、こども発達相談センターなどが担う方法もあり、どこが担うのか整理が必要だと思う。

**【大塚委員】**

迅速性と機動性の確保には、十分な人員ときちんとアセスメント出来る職員が必要。

**【川崎委員】**

12 頁の図において、「※一部の機関は市児童相談所設置後に構成機関となることを想定」とありますが、表の題は「要保護児童及び DV 対策地域協議会構成機関」となつており、「構成機関」の意味(範囲)が不明瞭に感じる、整理した方が良いのでは。

**【宇佐美委員】**

医師は精神科医と小児科医を配置とあるが、常勤となると児童相談所のみの勤務となり薬物療法も行うことが出来ない。他県のように、児童相談所の付属にクリニックの開設等をすることで、薬物療法を含めたすべての医業を行うことが出来ると思う。

**【村社委員】**

市内に関係機関が集約するため、保護された子どもの家族に居場所が分かり易い、噂が広まり易いなど、プライバシーに関わる点も課題と考えられる。構想段階から十分配慮しなければならないと感じる。

**【大塚委員】**

担当職員が負担になりすぎないよう、ケースによって柔軟に1人で対応、複数人で対応などの配慮が必要だと思う。そのために十分な人員を確保しておいた方が良いと思う。

**【大塚委員】**

切れ目のない一貫した支援も大事であり、人事異動で人が変わると支援も変わるなどとならないような配慮も必要だと思う。

**【大塚委員】**

きめ細かい息の長い支援は、これが大事であるという市民からの理解が必要。上手に PR すること、学校関係者に理解してもらうことなど、戦略を十分練った方が良いと思う。

## その他

### 【柏女委員】

常勤弁護士は定年まで勤務するか定かではなく、児童相談所の勤務経験が弁護士としてのキャリアアップに繋がるか未知数であり、質の高い常勤弁護士を確保出来るかが不安。複数の非常勤弁護士や弁護士事務所との契約の方が役に立つと思う。

### 【柏女委員】

医師の配置は必須だが、障害児相談や措置を児童相談所で行うのか、こども発達相談センターで行い、首長部局で施設給付決定や措置を行うのか、児童相談所の業務範囲により異なると思うので、まず方針の決定が必要だと思う。

### 【宇佐美委員】

児童福祉司や児童心理司の教育体制をどう構築していくかが課題だと思う。長く働く良い人材の確保と同時に、生涯教育を担保していくことが、児童相談所の機能に大きく関わると思う。

### 【竹下委員】

運営方針のカテゴリーの順序立てがバラバラなためか、総論無く各論の叙述が始まるところが気になる。

### 【竹下委員】

職員のバーンアウトを防ぐためには、交代制やフレックス制の検討も必要だと思う。

### 【内田委員】

虐待対応・介入を行う係と、支援する係を分けることは良いと思う。2つの係間の連絡・調整が重要であり、普段から情報を共有出来るシステムが必要だと思う。

### 【内田委員】

施設の評価は第三者により行われることを明記して欲しい。